

本庄市災害廃棄物処理計画 新旧比較表

平成 31 年 1 月 23 日

	旧	新
1	<p>P. 14</p> <p>D.Waste-NET（災害廃棄物処理支援ネットワーク）</p>	<p>P. 14</p> <p><small>ディー・ウェイスト ネット</small> D.Waste-NET（災害廃棄物処理支援ネットワーク）</p>
2	—	<p>P. 18</p> <p>なお、市民等への災害廃棄物に係る情報の周知方法については、「第 2 章 1. 2) (2) 市民等への災害廃棄物処理に係る啓発・広報」とおとりとし、初動期より市民への周知を徹底するよう努め、災害発生時の混乱を抑制します。</p> <p>また、分別排出の秩序が保たれるよう、仮置場の開設にあたっては常駐する人員や資機材（立て看板、シート、薬剤等）の確保をし、例えば片付けごみを道路に出すことなど、救急車等の緊急車両の妨げとならないよう災害廃棄物を排出する際のルール等、広報等で市民に周知するよう努めます。</p>
3	<p>P. 21</p> <p>2) 損壊家屋等の撤去等</p> <p>倒壊の危険性のある損壊家屋等について優先的に解体が進められます。その際、損壊家屋等に石綿が含有しているかどうかをあらかじめ確認する必要があります。</p> <p>損壊家屋、工作物については、ライフラインの早期復旧、損壊家屋の倒壊による二次被害の防止等の観点から、災害対策本部内で調整しながら各段階において優先順位をつけて解体・撤去を行います。解体・撤去の作業・処理フローを、図 3-2に示します。</p>	<p>P. 21</p> <p>2) 損壊家屋等の撤去等</p> <p>損壊家屋等の撤去等は、原則として損壊家屋等の所有者が実施します。ただし、倒壊のおそれがあるなど二次災害の起因となる損壊家屋等については、損壊家屋等の所有者と協議・調整の上、市の判断で損壊家屋の解体・撤去を行う場合があります。</p> <p>この場合、ライフラインの早期復旧や損壊家屋の倒壊による二次災害の防止等の観点から、災害対策本部内で調整しながら各段階において優先順位をつけて解体・撤去を行います。解体・撤去の作業・処理フローを、図 3-2に示します。</p>

	旧	新
4	<p>P. 34</p> <p>(4) 思い出の品等</p> <p>① 貴重品</p> <p>所在者が不明な金庫等を発見した場合は、速やかに警察に連絡し、取引を依頼します。</p>	<p>P. 34</p> <p>(4) 思い出の品等</p> <p>① 貴重品</p> <p>所在者が不明な金庫等を発見した場合は、速やかに警察に連絡し、引取を依頼します。</p>